平成21年4月1日 造幣局訓令第35号

最終改正 令和3年6月25日造幣局訓令第28号

#### (趣旨)

第1条 この訓令は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第34条第2項及び独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第59条第2項の規定に基づき、独立行政法人造幣局における標準的な役職及び標準職務遂行能力を定めるものとする。

#### (標準的な役職)

第2条 前条の標準的な役職は、別表第1の第1欄に掲げる事務所及び同表の第2欄に掲げる職務の種類に存する同表の第3欄に掲げる職制上の段階に応じ、 それぞれ同表の第4欄に掲げるとおりとする。

### (標準職務遂行能力)

- 第3条 別表第1第2欄第一号に掲げる職務における標準職務遂行能力は、別表 第2の左欄に掲げる標準的な役職ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。
- 2 別表第1第2欄第二号に掲げる職務における標準職務遂行能力は、別表第3 の左欄に掲げる標準的な役職ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。
- 3 別表第1第2欄第三号に掲げる職務における標準職務遂行能力は、別表第4 の左欄に掲げる標準的な役職ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。
- 4 別表第1第2欄第四号に掲げる職務における標準職務遂行能力は、別表第5 の左欄に掲げる標準的な役職ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。
- 5 別表第1第2欄第五号に掲げる職務における標準職務遂行能力は、別表第6 の左欄に掲げる標準的な役職ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。

事務所	職務の種類	職制上の段階	標準的な 役職
独立行政法人	一 二の項か	一 本局の部の長、研究所の	部長
造幣局事務分掌	ら五の項ま	長及び支局の長の属する職	
規則(平成15	でに掲げる	制上の段階	

			<del> </del>
年造幣局訓令第	職務以外の	二 本局及び支局の課の長、	課長
36号)第6条	職務	首席監察官、首席監査官、	
第1項に規定す		広報官、契約・保有資産監	
る本局及び同条		理官、研修所長、室長、博	
第8項に規定す		物館長、企画調整官、作業	
る支局		調整官、監察官、監査官、	
		情報公開調整官、診療所長	
		、工芸指導官及び研究官の	
		属する職制上の段階	
		三 本局及び支局の課長補佐	専門官
		、専門官、上席学芸員、契	
		約審査専門官、工芸専門官	
		、研究専門官、上席診療放	
		射線技師長及び上席薬剤長	
		の属する職制上の段階	
		四本局及び支局の係の長、	主事
		主事、主任学芸員、研究主	
		事、及び工芸主事、診療放	
		射線技師長及び薬剤長の属	
		する職制上の段階	
		五 前号に掲げる職制上の段	係員
		階より下位の職制上の段階	
	二 独立行政	一 本局及び支局の技能監の	技能監
	法人造幣局	属する職制上の段階	
	給与規程(	二課又は係の分掌する作業	総括作業
	昭和45年	を統括する役職の属する職	長
	造幣局訓令	制上の段階	
	第11号。	三前号に規定する役職の指	主任工師
	以下「給与	揮監督を受け、専門的な作	,
	規程」とい	業に従事し、作業の指導等	
	う。) 第8	に当たる役職の属する職制	
	条に規定す	上の段階	
	る技能職		作業長
		指揮監督を受ける、作業の	11 /15/5
		長の属する職制上の段階	
L	I	23 - 74 7 W 17004 17 17 18	

	五 前号に規定する役職の指	技能長
	揮監督を受けて作業を行い	
	、かつ、次号に規定する役	
	職の指導等に当たる役職の	
	属する職制上の段階	
	六 前号に掲げる職制上の段	係員
	階より下位の職制上の段階	
三 給与規程	診療所(さいたま支局にあっ	医師
第8条に規	ては総務課)の長の指揮監	
定する医療	督を受け、診療の業務に当	
職の職務	たる役職の属する職制上の	
	段階	
四 給与規程	一 診療所(さいたま支局あ	主任看護
第8条に規	っては総務課)の長の指揮	師
定する医療	監督を受け、看護の業務を	
看護職の職	統括する役職の属する職制	
務	上の段階	
	二 前号に掲げる職制上の段	看護師
	階より下位の職制上の段階	
五 給与規程第	部長、研究所長又は支局長の	技術・調
8条に規定す	指揮監督を受け、特別に命	査官
る技術・調査	ぜられた調査等業務に当た	
専門職	る役職の属する職制上の段	
	階	
	第 ま ま ま ま な で の の の の の の の の の の の の の	揮監督を受けて作業を行い 、かつ、次号に規定する役職の 属する職制上の段階  六 前号に掲げる職制上の段階

標準的な 役職	標準職務遂行能力	
一 部長	一倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理観を 有し、部の課題に責任を持って取り組むと ともに、服務規律を遵守し、公正に職務を 遂行することができる。
	二 構想	造幣局を取り巻く状況を的確に把握し、 先々を見通しつつ、部の課題について基本 的な方針を示すことができる。
	三 判断	部の責任者として、その課題について、 豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静 かつ迅速な判断を行うことができる。

四 説明・調整   部の業務について適切な説明を行うと   もに、組織方針の実現に向け、困難な訓	
	田中午
	可登
を行い、合意を形成することができる。	
五業務運営 部の責任者として進捗管理を徹底し、	
断の業務見直しに率先して取り組むこと	こか
できる。	_
六 組織統率   指導力を発揮し、部下の統率を行い、	成
果を挙げることができる	
二 課長   一 倫理   国民全体の奉仕者として、高い倫理原	点を
有し、課の課題に責任を持って取り組む	
ともに、服務規律を遵守し、公正に職利	务を
遂行することができる。	
二 構想 造幣局を取り巻く状況を的確に把握し	<b>~</b> 、
生々を見通しつつ、課の課題について基	表本
的な方針を示すことができる。	
三判断課の責任者として、適切な判断を行う	5 こ
とができる。	
四 説明・調整 所掌する業務について適切な説明を行	すう
とともに、組織方針の実現に向け、関係	系者
と調整を行い、合意を形成することがで	でき
る。	
五 業務運営 コスト意識を持って効率的に業務を進	進め
ることができる。	
六 組織統率・人 適切に業務を配分した上、進捗管理及	をび
材育成 的確な指示を行い、成果を挙げるととも	らに
、部下の指導、育成を行うことができる	5。
三 専門官   一 倫理   国民全体の奉仕者として、担当業務の	つ第
一線において責任を持って課題に取り約	且む
とともに、服務規律を遵守し、公正に駆	哉務
を遂行することができる。	
二 企画・立案、 組織や上司の方針に基づいて、施策の	0企
事務事業の実施 画・立案や事務事業の実施の実務の中核	亥を
担うことができる。	
三 判断 担当業務の責任者として、適切な判断	
行うことができる。	
四 説明・調整 担当する事案について、論理的な説明	 月を
	シ行
行うとともに、関係者と粘り強く調整を	7.11

	五 業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進
	业 未初处门	めることができる。
	六 部下の育成・	部下の指導、育成及び活用を行うことが
	活用	できる。
四 主事		国民全体の奉仕者として、責任を持って
四 主事 	一倫理	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		業務に取り組むとともに、服務規律を遵守
		し、公正に職務を遂行することができる。
	二 課題対応	担当業務に必要な専門的知識・技術を習
		得し、問題点を的確に把握し、課題に対応
		することができる。
	三 判断	自ら処理すべき事案について、適切な判
		断をすることができる。
	四協調性	係等のまとめ役として、上司・部下等と
		協力的な関係を構築することができる。
	五 業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチ
		ェックを行い、確実に業務を遂行すること
		ができる。
	六 部下の育成・	部下の指導、育成及び活用を行うことが
	活用	できる。
五 係員	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って
		業務に取り組むとともに、服務規律を遵守
		し、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得すること
		ができる。
	三 コミュニケー	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニ
	ション	ケーションをとることができる。
	四業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。
	I	18.19.19.11-10.17 / HE O C C N C C O O

標準的な 役職	標準職務遂行能力	
一 技能監	一倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、命ぜられた業務に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 構想・支援	造幣局を取り巻く状況を的確に把握した上で、先々を見通しつつ、技能職業務に係る各種の課題について基本的な方針を示し、必要

		な支援を行うことができる。
		技能職を代表する立場に立って、専門的な
		知識・経験に基づき、適切な判断を行うこと
		ができる。
	四 説明・調整	課題や支援要請に対して全局的な見地から
		適切な説明・助言を行うとともに、必要とな
		る調整を行うことができる。
	 五 業務遂行	技能職業務に係る各種の課題について全局
	,,,,,	的な見地から、適切に支援等業務を行うこと
		ができる。
二総括作	一倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って
業長		業務に取り組むとともに、服務規律を遵守
		し、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技能	業務に必要な知識・技能を習得し、困難
		な課題にも対応することができる。
	三 コミュニケー	上司・同僚・部下等と協力的な関係を構
	ション	築することができる。
	四 業務遂行	上司の方針に基づき、適切に作業の割振
		りを行い、効率的に業務を進めることがで
		きる。
	五 部下の育成	作業の急所を体系的に伝授する等、適切
		に部下の指導、育成を行うことができる。
三 主任工	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業
師		務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、
		公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技能	業務に必要な知識・技能を習得し、課題に
		対応することができる。
	三 コミュニケー	上司・同僚・部下等と協力的な関係を構築
	ション	することができる。
	四 業務遂行	上司に命ぜられた専門的な業務を効率的に
		進めることができる。
	五 部下の育成	技能の伝授等、主体的に部下の指導、育成
		を行うことができる。
四 作業長	一倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って
		業務に取り組むとともに、服務規律を遵守
		し、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技能	業務に必要な知識・技能を習得し、課題
		に対応することができる。

		=	コミュニケー	上司・同僚・部下等と協力的な関係を構
			ノヨン	築することができる。
		兀	業務遂行	適切に作業の割振りを行い、効率的に業
				務を進めることができる。
		五.	部下の育成	技能の伝授等、部下の指導、育成を行う
				ことができる。
五.	技能長	_	倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って
				業務に取り組むとともに、服務規律を遵守
				し、公正に職務を遂行することができる。
		_	知識・技能	業務に必要な知識・技能を習得し、業務
				改善などの課題に対応することができる。
		$\equiv$	コミュニケー	上司・同僚・部下等と円滑かつ適切なコ
		દ	/ョン	ミュニケーションをとることができる。
		兀	業務遂行	業務上の指示ができ、意欲的に業務に取
				り組むことができる。
		五	部下の育成	部下の指導、育成を行うことができる。
六	係員	_	倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って
				業務に取り組むとともに、服務規律を遵守
				し、公正に職務を遂行することができる。
		_	知識·技能	業務に必要な知識・技能を習得すること
				ができる。
		Ξ	コミュニケー	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニ
		シ	ョン	ケーションをとることができる。
		匹	業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。

標準的な 役職	標準職務遂行能力	
医師	一倫理	医師としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。
	<ul><li>二 知識・技術・</li><li>診療</li><li>三 協調性</li></ul>	医学的知識・技術及び経験に基づき、適切な診療を行うことができる。 上司・同僚等と協力的な関係を構築することができる。

四 患者等への説	患者やその家族等と円滑かつ適切なコミ
明・指導	ュニケーションをとり、分かりやすい説明
	、指導を行うことができる。

別公分り		
標準的な	<b>無</b>	
役職	標準職務遂行能力 	
一 主任看	一 倫理	看護に関する業務に従事する者としての
護師		責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに
		、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者と
		して、公正に職務を遂行することができる
		0
	二 知識・技術・	看護に関する業務についての専門的知識
	診療	・技術及び経験に基づき、迅速かつ適切に
		業務を行うことができる。
	三 信頼関係の構	上司・同僚等と協力的な信頼関係を構築
	築	することができる。
	四 患者等への説	患者やその家族等と円滑かつ適切なコミ
	明・指導	ュニケーションをとり、分かりやすい説明
		、指導を行うことができる。
	五 部下の育成・	部下の指導、育成を行うことができる。
	活用	
二 看護師	一 倫理	看護に関する業務に従事する者としての
		責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに
		、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者と
		して、公正に職務を遂行することができる
		0
	二 知識・技術・	看護に関する業務についての専門的知識
	診療	・技術及び経験に基づき、適切に業務を行
		うことができる。
	三 コミュニケー	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニ
	ション	ケーションをとることができる。
	四 患者等への説	患者やその家族等と円滑かつ適切なコミ
	明・指導	ュニケーションをとり、説明、指導を行う
		ことができる。

標準的な 役職	標準職務遂行能力	
技術・調査	一倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を
官		有し、命ぜられた事案に責任を持って取り
		組むとともに、服務規律を遵守し、公正に
		職務を遂行することができる。
	二 構想・調査	造幣局を取り巻く状況を的確に把握した
		上で、命ぜられた事案について基本的な方
		針を定め、調査、研究等を行うことができ
		る。
	三 判断・分析	命ぜられた事案について、高度な知識・
		経験及び収集した情報に基づき、適切な判
		断及び分析を行うことができる。
	四 説明・調整	命ぜられた事案について適切な説明を行
		うとともに、組織方針の実現に向け、関係
		者と粘り強く調整を行うことができる。
	五 業務遂行	コスト意識を持って効率的に業務を進め
		ることができる。

### 附則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

改正(21.6.24造幣局訓令第41号 21.6.24施行)

(23.4.1造幣局訓令第17号 23.4.1施行)

(28.9.30造幣局訓令第28号 28.10.3施行)

### $2 \sim 4$ (略)

(30.3.26造幣局訓令第10号 30.4.1施行)

(令3.6.25 造幣局訓令第28号 令3.7.1 施行)

2 (略)